今こそ、外形標準課税の導入を!

(全国知事会)

地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会では、法人事業税への外形標準課税の導入にご理解をいただくため、この度、昨年11月に総務省から出された具体案を分かりやすく解説したパンフレット(別添)を作成しました。

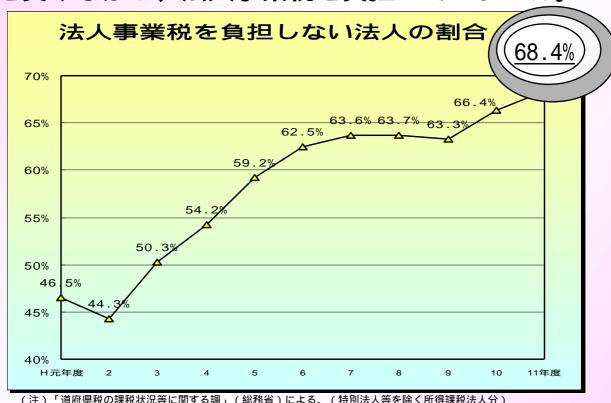
これは、平成12年11月に旧自治省が作成した 具体案に対し、商工団体等からの意見を踏まえるか たちで改革案として出されたものです。

全国知事会では、これを全都道府県に配付すると ともに、広く納税者の皆様方のご理解をいただくた め、ここに掲載するものです。

こそ、外形標準課税の導入を!

~どうする税の空洞化~

今や約7割の法人が、各地域で行政サービス を受けながら、法人事業税を負担していません。



(注)「道府県税の課税状況等に関する調」(総務省)による。(特別法人等を除く所得課税法人分)

構造改革と経済財政の中期展望(抄)(平成14年1月 閣議決定)

- 3.構造改革を中心とする経済財政政策の在り方
- (6)地方行財政制度の改革
- (国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方) (略)

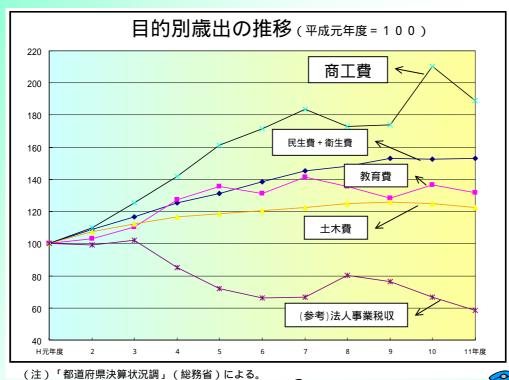
法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きな がら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状況等も勘案しつつ、平 成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

地方自治確立対策協議会

全国知事会 全国都道府県議会議長会 全国市長会 全国市議会議長会 全国町村会 全国町村議会議長会

都道府県の安定的な行政サービス~地方分権の確立

都道府県は、地域の産業振興に重要な役割を果 たしており、その支出は年々増加しています。









- ・ 勤労者・家族等に対する教育・福祉
- ・ 地域社会の安全を確保する警察・防災行政
- ・ 道路・港湾等の産業基盤の整備
- ・ 中小企業向け融資・信用保証
- ・ 商工会議所・商工会への支援などの行政サービスが企業活動を支えています。

市町村税に比べ、景気に左右されやすい都道府県税の安定化が急務です。

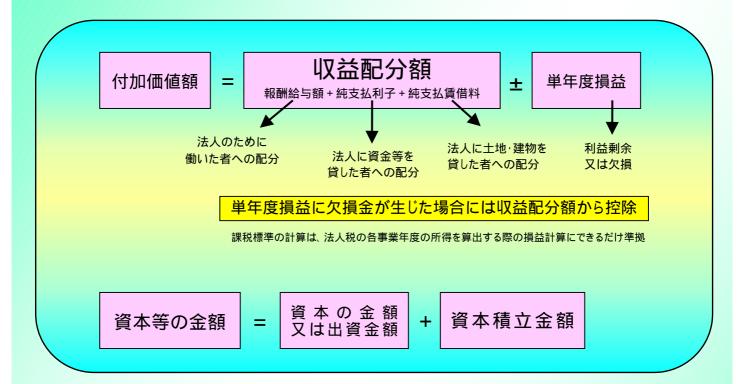




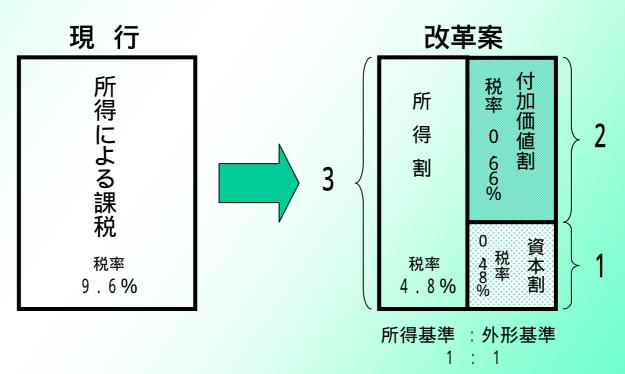


外形標準課税の考え方

外形基準~事業の活動規模を適切に表す基準



総務省案の概要(平成13年11月発表)



負担の変動幅を縮小するため、所得基準を半分併用

外形標準課税 5つの懸念へのお答え

第一の懸念 - 増税を目的としているのではないか。

】 税収中立であり、増税ではありません。

また、中小法人全体・大法人全体の税負担が変わらない仕組みであり、大法人の税負担を中小法人が肩代わりするようなこともありません。

第二の懸念 - 雇用に悪影響を及ぼすのではないか。

□ 報酬給与額だけを税の対象にしている訳ではなく、報酬給与額に損益やその他の構成要素を加えたものを課税対象にしているため、報酬給与額が減ればその分損益が増えますし、報酬給与額が増えればその分損益が減ることとなります。したがって、トータルでは税の対象となる額は変わらないという仕組みを採用しているため、雇用に対して中立的であると考えています。

第三の懸念 - わが国企業の国際競争力の低下を招くのではないか。

外形標準課税の導入により、所得に係る負担は大幅に緩和され、「努力して成果を上げた企業が報われる」税制となります。

これにより、人材、設備、研究開発等への投資原資となる内部留保の蓄積が図られやすくなり、国際競争力の強化につながることが期待されます。

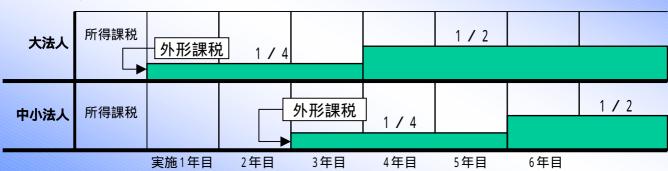
第四の懸念 - 小規模法人・ベンチャー企業にとって過重な負担となるのではないか。

小規模法人・ベンチャー企業に対して、

小規模法人に対する課税の特例(資本金1千万円未満の法人については、 外形標準課税に代えて、定額年4.8万円(簡易外形税額)を選択可能。) 創業期のベンチャー企業等に対する最大6年間の徴収猶予制度の創設 などの配慮を行うこととしており、過重な負担にはなりません。

第五の懸念 - このような厳しい経済状況で導入は問題ではないか。

□ 現下の厳しい景気の状況等に配慮し、外形基準の導入割合を実施当初3年間は4分の1とする経過措置を設け、段階的に導入を図ることとしています。 さらに、中小法人については、大法人から2年遅れて実施することとしています。



「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月閣議決定)において、構造改革が進んだ場合、2004年 度以降、名目で年率2.5%以上の経済成長を見込んでいるところです。